

審議事項（1）屋外広告物条例の制度内容について

1. 前回の審議会（平成26年5月19日開催）

部会の意見を基に市のガイドラインを作成し、説明をしたが、色彩の基準については、改めて部会で検討するという事になった。今後の流れとしては、部会案を関係者にヒアリングし、経過を審議会で検討していくこととなった。

2. 屋外広告物部会の報告（全3回 平成26年7月8日・10月21日、平成27年2月25日開催）

同規模の市町村の規制例、市内の基準外の看板例、市の届出状況の報告を行い、色彩基準について主に検討した。同規模の市町村の例については、長野県の市を視察し、その結果を含めて第2回では報告をした。視察の報告としては、広告物に対する市民意識が低い中での条例施行により、経過措置後も既存不適格物件の改善が進んでいない現状があった。先日行った第3回では、ガイドラインの内容を最終確認し、部会案としてまとめた。

内容の確認（事務局案）

○広告物等のあり方（ガイドライン P.3）

- ・市の景観計画の広告物の配慮事項に基づく規制ができるように表現を統一。
- ・とらえ方が難しい（曖昧な）表現のものは、条例の補足として運用指針を定める。
- ・全ての広告物に色彩規制がかかるしくみ。

○申請の手続きについて（ガイドライン P.7-8）

- ・工事完了後の看板写真を提出してもらい、確認を行う。
- ・看板の安全点検の強化

○許可基準（※共通基準）について（ガイドライン P.11-14）

- ・県条例で具体的な基準を採用。
- ・高さ規制については、景観計画による制限が加わる。※屋上広告
- ・色彩については、彩度の数値化はしない。（推奨基準としてマンセル値の基準を示す。）

○支援制度（優良広告の表彰）について（ガイドライン P.23）

- ・良好な景観形成という観点で、景観のくくりの中で広告物について表彰ができる。

○経過措置について（ガイドライン P.23）

- ・県内の市同様の期間（3年間）※多治見市については残存耐用年数満了日まで

3. 部会方針

色彩の基準について検討する中で、他市同様、市全体の広告物に対する意識がまだ低い現状と現在の課題（未申請物件、未更新物件、無登録業者への対策）の解決が優先事項であると認識。平成 28 年 4 月からの条例施行に向けて動く中で、広告物の適正化に向けても並行して動く。適正化に向けて具体的には、道路沿いを中心にパトロールを行い、違反広告の取締りや届出の指導を徹底していく。

条例施行後は、岐阜県条例の規制内容をベースに景観計画の基準の表現を用いて規制を行う。色彩については数値化しないが、地域の中で合意ができたエリアについては、屋外広告物景観モデル地区の指定を検討し、色彩のほか意匠形態等の規制を行う。

4. 今後の予定

次回の審議会では、ガイドライン+条例案+条例の運用指針の報告を予定しています。

審議事項（2）景観重要建造物・樹木の指定制度について

1. 景観重要建造物・樹木とは

市内の良好な景観形成に資する重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含みます。）や樹木で景観計画で定める方針に適合するもの。これらを指定することにより、積極的な保全を図る。

2. 前回の審議会（平成 26 年 5 月 19 日開催）

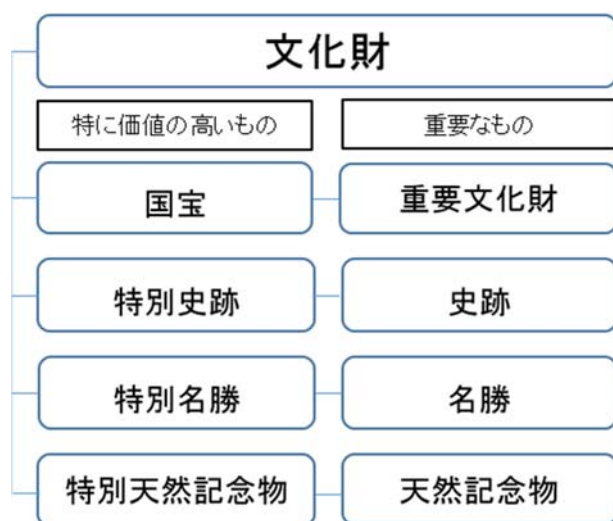
指定候補の募集から指定までの流れ、助成制度の案について確認し、制度について検討しました。

3. 指定候補について

○候補となるもの

・窓口募集と市からの提案（市保有リスト、過去 WS から発見した資源など）

※ **対象外となるもの**（既に文化財保護法等で維持されるため。）



○指定の条件

・道路や公共の場所から望見でき、景観計画で定める方針に適合するもの

主な指定方針

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの（景観計画より）

3. 1 窓口募集について

○募集期間

- ・随時受付（平成 27 年 4 月から開始予定）

○募集方法

- ・広報、HP

○応募資格

- ・団体、個人を問わず誰でも可

○応募方法

- ・建設政策課まで郵送又は持参（用紙は窓口又は HP から印刷）
- ・応募用紙（※添付資料 1）に写真と位置図を添付

4. 審査について

○審査機関

- ・景観審議会

○開催時期

- ・年 1 回（※H27 は応募物件が多いことが予想されるため、2 回実施予定）

○審査項目

- ・チェックリスト（※添付資料 2）を基に審査

5. 助成について

○助成内容

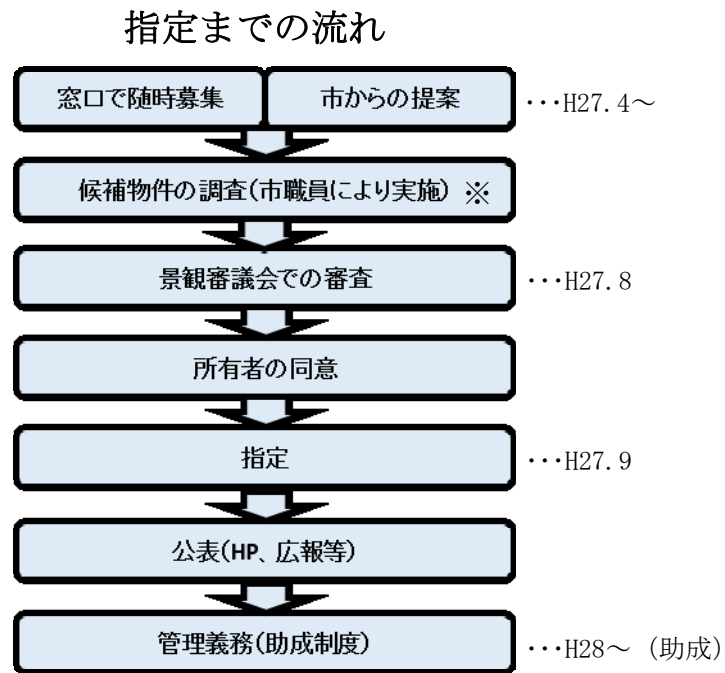
- ・所有者が指定後の維持管理のために経費を要する時、保存に要する経費の一部を助成する。

【助成金額】

区分	対象事業	助成額	助成の上限額
景観重要建造物	外観に係る修景 （構造耐力上主要な部分の修理を含む。）	補助対象経費の 2分の1以内の額	100 万円（1 物件あたり 10 年間で 100 万円を上限とする。）
景観重要樹木	保存に要する剪定、 枝処理又は治療	補助対象経費の 2分の1以内の額	3 万円（1 回／年）

※補助率については文化財と同率、金額については他市を参考に設定。また、審査基準については文化財の助成の修景例等を参考とする。工事費の見積もりについては、文化財に詳しい者や樹木の専門家に景観アドバイザーを依頼し、意見を聞くことを検討。

6. 今後のスケジュール



報告事項 2 恵那市景観条例の運用状況について

平成 25 年度

区 分	件数	うち適合		不適合処理
		うち適合	うち不適合	助言
事前協議	36 件	34 件	2 件	2 件
届 出	12 件	10 件	2 件	2 件
通 知 (公共団体の場合)	5 件	4 件	1 件	1 件

※1 事前協議、届出のうち不適合物件は、集合住宅の建築にあたりカラーパターン数種類のうち一部が不適合であったもの。

※2 通知は、市の公共施設整備に係るもの。

平成 26 年度（平成 27 年 3 月 16 日現在）

区 分	件数	うち適合		不適合処理
		うち適合	うち不適合	助言
事前協議	36 件	36 件	0 件	0 件
届 出	29 件	29 件	0 件	0 件
通 知 (公共団体の場合)	2 件	2 件	0 件	0 件

※1 事前協議は、1 件が色彩基準の確認、残りは長期優良住宅認定に係る確認に必要であるため提出があったもの。

※2 届出のうち 23 件が、開発行為に係るもの。（太陽光パネルの設置等）